

●香川県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年3月29日から同年4月19日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木綾川線（13号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町川内原字黒滝 1553番5地先から	前	8.3~18.5	800	道路整備事業による現道 拡幅
高松市香川町川内原字北原 1413番地先まで	後	10.1~18.5	800	